

富士市新環境クリーンセンター
整備運営事業

入札説明書

平成28年4月

富士市

【入札説明書 目次】

用語の定義	1
第1. 募集の趣旨	4
1-1. 募集の趣旨	4
1-2. 基本理念と整備基本方針	4
第2. 入札に付する事項	4
2-1. 事業名称	4
2-2. 事業場所等	4
2-3. 施設概要	4
2-4. 事業の内容	5
2-4-1. 事業方式	5
2-4-2. 契約の形態	5
2-4-2-1. 基本協定の締結	5
2-4-2-2. 特定事業契約の締結	5
2-4-3. 事業期間	6
2-4-4. 民間事業者が行う業務の範囲	6
2-4-4-1. 建設工事	6
2-4-4-2. 運営管理業務	7
2-4-5. 富士市が行う業務の範囲	8
2-4-5-1. 建設工事に係るもの	8
2-4-5-2. 運営管理業務に係るもの	8
2-4-6. 民間事業者が実施する業務等への対価	8
2-4-6-1. 本件工事に係る対価	8
2-4-6-2. 本件業務に係る対価と売電収入の取扱い	9
第3. 選定方法及び入札スケジュール	10
3-1. 落札者の選定方法	10
3-2. 落札者選定のスケジュール	11
第4. 入札に関する事項	12
4-1. 入札に参加する者に必要な資格	12
4-1-1. 入札参加者の構成等	12
4-1-2. 全ての構成企業に必要な資格	13
4-1-3. 設計施工事業者	13
4-1-3-1. プラントの設計施工を担当する企業に必要な資格	13
4-1-3-2. 建築の設計を担当する企業に必要な資格	14
4-1-3-3. 土木の設計を担当する企業に必要な資格	15
4-1-3-4. 土木建築の施工を行う企業に必要な資格	15
4-1-4. 運営管理事業者	15
4-1-4-1. 運営管理を行う企業に必要な資格	16
4-1-5. 協力企業	16
4-1-5-1. 環境啓発施設の設計及び運営に関する企画・基本設計等を行う企業に必要な資格	16
4-2. 募集要項	17
4-3. 入札に関する手続等	18
4-3-1. 一般競争入札参加資格確認手続	18
4-3-2. 技術提案説明会及びヒアリングの開催等	19
4-3-3. 入札の方法等	21
4-3-3-1. 入札（開札）の方法	21
4-3-3-2. 入札方法等	21
4-3-3-3. 入札内訳書の提出	22
4-3-3-4. 入札の無効	22
4-3-4. 落札者の決定方法	22
4-3-5. 落札者決定後の手続	26

4-3-6. 入札保証金及び契約保証金に関する事項	26
4-3-7. 支払条件	27
4-3-8. その他	27

用語の定義

本入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

用語	定義
本件事業	新環境クリーンセンターの建設工事及び運営管理業務について、DBO方式により民間事業者に一括して長期的且つ包括的に発注することで、民間事業者が有するノウハウと創意工夫が効果的に発揮されることにより、ごみ処理事業が有するべき公共サービスを高い水準で発揮・維持しつつ、財政負担の低減を期待する「富士市新環境クリーンセンター整備運営事業」をいう。
本件施設	本件事業において設計施工するごみ焼却施設、リサイクルセンター（破碎棟、選別棟、修理・再生棟、余熱利用体験棟）及び付帯施設、敷地と外構設備等から構成される「富士市新環境クリーンセンター」をいう。
本件工事	本件施設の建設工事を実施設計及び施工を一括して行う設計・施工一括発注方式（性能発注方式）により実施する「富士市新環境クリーンセンター建設工事」をいう。
本件業務	業務対象施設の運営管理を長期的且つ包括的に性能発注方式により実施する「富士市新環境クリーンセンター運営管理業務」をいう。
業務対象施設	本件施設のうち、啓発設備、修理・再生棟及び余熱利用体験棟を除く全ての施設、敷地及び外構設備等をいう。
環境啓発業務	環境啓発業務対象施設の運営管理を長期的且つ包括的に性能発注方式により実施する「富士市新環境クリーンセンター環境学習・環境啓発業務」をいうものとし、別途、富士市が発注を予定する業務をいう。
環境啓発業務対象施設	本件施設のうち、啓発設備、修理・再生棟をいう。
修理・再生棟	本件施設の一部として本件事業で整備する、リサイクルセンターのうち、本件施設の環境学習・環境啓発機能を集約した施設をいう。
余熱運営業務	余熱運営業務対象施設の運営管理を長期的且つ包括的に性能発注方式により実施する「富士市新環境クリーンセンター余熱利用体験棟運営管理業務」をいうものとし、別途、富士市が発注を予定する業務をいう。
余熱運営業務対象施設	本件施設のうち、余熱利用体験棟をいう。
余熱利用体験棟	本件施設の一部として本件事業で整備する、リサイクルセンターのうち、余熱利用を体験し、環境啓発機能を有する温浴施設等から構成される余熱利用体験棟をいう。
環境啓発施設	本件施設のうち環境学習・環境啓発機能を有する、啓発設備、修理・再生棟、余熱利用体験棟をいう。
市民団体	環境啓発業務を実施するにあたって、当該業務の受託者と協働して業務を行う協働実施者であり、富士市民等から構成されるNPO法人等の団体をいう。
DBO方式	施設のDesign（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者へ一括して発注する民間活力を活用した事業手法をいう。

用語	定義
募集要項	本件事業の入札公告に伴い公表又は配付する入札説明書、落札者決定基準、建設工事発注仕様書、運営管理業務要求水準書、契約書案等の資料であり、本件事業に関する設計・施工条件、要求水準、契約条件等の基本条件を示す資料をいう。
建設工事発注仕様書	本件工事に関する設計・施工条件、性能保証事項、設計・施工仕様、建設工事請負契約に関する権利・義務等を取りまとめた「新環境クリーンセンター建設工事発注仕様書」をいう。
運営管理業務要求水準書	本件業務に関する業務範囲、運営管理業務条件、要求水準、富士市が行う業務等を取りまとめた「新環境クリーンセンター運営管理業務要求水準書」をいう。
入札参加者	本件事業に係る入札に参加する企業グループをいう。
構成企業	入札参加者を構成する企業をいう。構成企業は、構成員と協力企業により構成する。
構成員	設計施工事業者又は運営管理事業者を構成する企業をいう。
協力企業	富士市が指定する業務を構成員から業務発注（下請け）を受注する企業をいう。富士市が指定する業務とは、環境啓発施設の設計及び運営に関する企画・基本設計等を実施する企業をいう。なお、富士市は、環境啓発施設を指定管理者制度を活用して運営管理するに際し、協力企業を優先交渉権者として取り扱うものとする。
代表企業	入札参加者の構成企業のうち、入札参加者を代表し、富士市との交渉窓口となる企業をいう。
設計施工事業者	入札参加者の構成企業のうち、本件工事を担当する建設工事特定共同企業体をいう。
運営管理事業者	入札参加者の構成企業のうち、本件業務を担当する企業又は運営管理業務特定共同企業体をいう。なお、本件業務を単体の企業で担当する場合は、代表企業が務めなければならない。
建設JV代表企業	建設工事特定共同企業体を代表する企業をいう。建設JV代表企業は入札参加者の代表企業が務めなければならない。
運営JV代表企業	運営管理業務特定共同企業体を代表する企業をいう。運営JV代表企業は入札参加者の代表企業が務めなければならない。
落札者	本件事業の入札において、富士市が定める基準等に基づき落札者と選定された者。
民間事業者	本件事業の落札者、工事受注者、業務受注者の総称をいう。
基本協定	本事業開始のために富士市及び落札者が行う基本的事項について、富士市と落札者の間で締結する協定をいう。
特定事業契約	本件事業に関する、基本契約、建設工事請負契約、運営管理業務委託契約の3つの契約の総称をいう。

用語	定義
基本契約	民間事業者による本件事業を一括して発注するために、富士市と民間事業者で締結する契約をいう。また、運営管理業務委託契約の締結に関する個別契約期間、個別契約での契約金額については、基本契約に基づくものとする。
工事受注者	落札者のうち、富士市と建設工事請負契約を締結した者をいう。
建設工事請負契約	基本契約に基づき、富士市と工事受注者の間で締結する本件工事に関する契約をいう。
業務受注者	落札者のうち、富士市と運営管理業務委託契約を締結した者の総称をいう。
運営管理業務委託契約	基本契約に基づき、富士市と業務受注者の間で締結する契約をいう。運営管理業務委託契約の契約期間は、第1期個別契約期間と第2期個別契約期間の2期に区分する。

第1. 募集の趣旨

1-1. 募集の趣旨

「富士市新環境クリーンセンター整備運営事業」は、本件施設の建設工事と業務対象施設の運営管理業務を民間事業者に一括して長期的且つ包括的に発注するDBO方式により実施するものである。

本件事業の実施目的は、民間事業者が有するノウハウと創意工夫が効果的に発揮されることにより、ごみ処理事業が有するべき公共サービスを高い水準で発揮・維持しつつ、財政負担が低減されることを期待するものとし、適切な事業実施により基本理念に基づく整備基本方針の具現化を目指すものである。

1-2. 基本理念と整備基本方針

新環境クリーンセンター整備に係る基本理念は、環境との調和、地域との融和、富士山との融合を目指した「安全と安心を約束する資源循環パーク」と定められており、次に掲げる3つの整備基本方針は、施設整備に係る基本理念を踏まえ、本件施設の施設計画、設計、建設、運営管理の全般にわたる指針として位置付けるものである。

本件事業の実施にあたっては下記の整備基本方針に合致したものとする。

- ・安全、安定、安心を約束する施設
- ・もったいないを育む施設
- ・地域に融和する施設

第2. 入札に付する事項

2-1. 事業名称

富士市新環境クリーンセンター整備運営事業

2-2. 事業場所等

(1) 事業場所

静岡県富士市大淵地先

(2) 都市計画事項

- ① 区域区分 : 市街化調整区域内
- ② 用途地域 : 指定なし
- ③ 防火地域 : 指定なし
- ④ 高度地区 : 指定なし
- ⑤ 建ぺい率 : 60%以下
- ⑥ 容積率 : 200%以下
- ⑦ 都市施設 : ごみ焼却場
- ⑧ その他 : 農業振興地域（敷地に係る部分の農用地区域は除外予定）

2-3. 施設概要

(1) ごみ焼却施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）

- ① 焼却炉形式
連続運転式ストーカ焼却炉（廃熱ボイラ付き）
- ② 施設規模及び炉数
公称能力：250 t/日（125 t/日・炉×2炉）
- (2) リサイクルセンター（マテリアルリサイクル推進施設）
 - ① 形式
分別収集回収拠点機能、剪定枝の破碎機能を有する「選別棟」と「破碎棟」及び中古品・不用品の再生機能、再生利用に必要な保管、展示、交換機能をはじめとする環境学習・環境啓発機能を有する「修理・再生棟」並びに「余熱利用体験棟」から構成する。
 - ② 施設規模等
バイオマス（剪定枝）の破碎設備：2.72 t/日（平均）

2-4. 事業の内容

2-4-1. 事業方式

建設工事と運営管理業務を民間事業者に一括して長期的かつ包括的に発注するDBO方式により実施する。

2-4-2. 契約の形態

落札者決定後に富士市と民間事業者の間で締結する契約書等は以下の内容とする。

2-4-2-1. 基本協定の締結

落札者決定後に、富士市と民間事業者との間で基本協定を締結する。

基本協定には、本件事業に関する特定事業契約の締結に向けた、富士市と民間事業者の立場と義務を確認するとともに、特定事業契約締結のための基本的事項を定めるものとする。

2-4-2-2. 特定事業契約の締結

富士市と民間事業者は、基本協定を締結した後、建設工事と運営管理業務を包括的に契約するための特定事業契約の締結に向けた協議を開始する。特定事業契約とは、次の内容の3つの契約の総称である。

(1) 基本契約

基本契約は、民間事業者へ本件事業を一括して発注・契約するために、富士市と民間事業者の間で締結する本件事業に関する契約である。この基本契約は、建設工事請負契約の本契約成立（富士市議会の議決）を効力発生の条件とする停止条件付き契約とする。また、基本契約では、運営管理業務委託契約の締結に関しての個別契約期間、個別契約での契約金額の他、個別契約に関する相互の協力と支援等について定めるものとする。

(2) 建設工事請負契約

建設工事請負契約は、基本契約に基づき富士市と民間事業者（この場合は設計施工事業者）の間で締結する本件工事に関する契約である。建設工事請負契約に係る仮契約は、基本契約の締結時期と同じくして締結を予定する。

建設工事請負契約は、富士市議会の議決を経た後、本契約としての効力を生ずるものとする。

(3) 運営管理業務委託契約

富士市と民間事業者（この場合は運営管理事業者）は、基本契約に基づき、第1期個別契約期間に係る運営管理業務委託契約を締結する。第1期運営管理業務委託契約は、建設工事請負契約の本契約成立（富士市議会の議決）を効力発生の条件とする停止条件付き契約とする。

また、第2期個別契約期間に係る当該委託契約の締結に際しては、建設工事発注仕様書と運営管理業務要求水準書に定める「性能確認試験」の結果に応じて、業務の対価とする委託料の内訳の変更等を予定する。

2-4-3. 事業期間

事業期間は、特定事業契約締結の日から、平成52年9月30日までとする。

建設工事請負契約に基づく建設工事の期間（工期）は平成32年9月30日までとする。

運営管理業務委託契約に基づく業務委託期間は平成52年9月30日までとする。なお、基本契約に基づく個別の業務委託契約を次のとおりとする。第1期については、契約締結日から平成32年9月30日までを事前準備期間と規定し、平成32年10月1日より実運営を開始するものとする。この場合、平成32年10月1日から平成52年9月30日までを「実運営期間」という。

(1) 第1期個別契約期間 契約締結日から平成34年9月30日まで

(2) 第2期個別契約期間 平成34年10月1日から平成52年9月30日まで

2-4-4. 民間事業者が行う業務の範囲

民間事業者が行う業務の範囲は、「2-4-5. 富士市が行う業務の範囲」に示す富士市が行う業務を除く、本件事業の建設工事及び運営管理業務に必要なすべての業務とする。なお、富士市の業務範囲についても、富士市の求めに応じ必要となる支援を行うこと。

2-4-4-1. 建設工事

(1) 工事名

富士市新環境クリーンセンター建設工事

(2) 設計施工範囲

民間事業者は、特定事業契約に基づき、本件施設の設計及び施工を行う。民間事業者が行う本件工事の設計・施工範囲は次のとおりとし、その他必要な仮設設備の設置・運用、必要な許認可の取得、実施設計に必要な調査（地質調査等）及び試運転（予備性能試験、引渡性能試験等を含む）を行う。

なお、富士市では、東京電力㈱から接続検討回答書（平成26年1月10日）を受領済みである。ただし、民間事業者の提案内容に応じて再度の接続検討申込み等が必要とされる場合は、自らの責任と負担で行うこと。

また、富士市が別途発注する環境学習・環境啓発業務及び余熱利用体験棟運営管理業務に関し、発注準備に必要な支援を実施する。

① 土木建築工事

本件施設の敷地造成工事、建屋建築工事（建築機械設備、建築電気設備を含む。）、構造物及び機械基礎、敷地内外構工事等、本件施設の建設に必要な実施設計及び施工の一式とする。また、緩衝緑地造成工事の実実施設計も範囲内とする。

② プラント機械設備工事

本件施設の受入れ供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、余熱利用設備、通風設備、灰出し設備、給水設備、排水処理設備、用役設備、電気設備、計装制御設備、共通設備、破碎設備、選別・保管設備、除じん・脱臭設備及び雑設備のプラント機械設備工事に必要な実施設計及び施工の一式とする。

2-4-4-2. 運営管理業務

(1) 業務の名称

富士市新環境クリーンセンター運営管理業務

(2) 業務範囲

民間事業者が行う業務内容は、「2-4-5-2. 運営管理業務に係るもの」を除く、本件施設の運営管理に必要な全ての業務とする。なお、民間事業者は、富士市が行う業務についても必要な支援と協力を行うこと。

- ① 民間事業者は、特定事業契約に基づき、本件施設の運営管理業務として、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務、防災管理業務、その他関連業務（清掃、敷地内緑地維持管理、休日夜間の住民対応、富士市が別途発注する環境学習・環境啓発業務、余熱利用体験棟運営管理業務への協力等）等を行う。
 - ② 本件施設で発生した焼却灰については、富士市が指定する有効利用方法により、富士市が有効利用を行う。有効利用に係る委託契約は、費用負担を含めて富士市が実施する。民間事業者は、当該有効利用に必要な品質管理を行うものとし、富士市が指定する搬出車両への積み込み作業を行う。
 - ③ 民間事業者に帰責する事由により、有効利用できない焼却灰が発生した場合は、民間事業者の責任と負担により富士市が指定する最終処分場にて最終処分する。
 - ④ 本件施設で発生した固化飛灰については、富士市が指定する方法により最終処分を行うものとする。民間事業者は、固化飛灰の性状を管理する他、富士市が指定する搬出車両へ積み込み作業を行う。
 - ⑤ 本件施設に搬入された処理対象物から選別された処理不適合物等については、富士市が指定する方法により処分を行う。民間事業者は、処理不適合物等を場内に保管の上、富士市が指定する搬出車両への積み込み作業を行う。
 - ⑥ 民間事業者は、本件施設で処理対象物を焼却処理することで発生する熱エネルギーを回収し高効率発電等の熱利用を行う他、発電電力等は自ら本件施設内で利用できるものとする。また、余剰電力が発生した場合は、富士市が指定する電力事業者へ供給するものとし、民間事業者は売電収益が最大化されるよう運転管理及び維持管理業務を行う。ただし、余剰電力の売電による収益は富士市に帰属するものとし、電力事業者との売電契約は富士市が行う。
 - ⑦ 民間事業者は、修理・再生棟及び余熱利用体験棟へ生活用水、温水、電力等を供給する。
 - ⑧ 民間事業者は、環境学習・環境啓発業務及び余熱利用体験棟運営管理業務に関して必要な協力を行う。
- (3) 業務委託期間終了後の取扱い

富士市は、業務委託期間終了後も本件施設を継続使用することを想定しており、民間事業者

は、業務委託期間終了後も本件施設を継続使用可能な状態で富士市へ引き渡すものとする。また、富士市は、業務委託期間終了後の継続使用に係る検討を行うものとし、民間事業者は特定事業契約に基づき必要な支援を行うものとする。

2-4-5. 富士市が行う業務の範囲

2-4-5-1. 建設工事に係るもの

- (1) 建設用敷地の確保
- (2) 建設用敷地の測量の実施
- (3) 都市計画法に基づく都市計画決定及び農用地区域の除外業務
- (4) 設計及び施工に関する監理業務
- (5) 緩衝緑地造成工事、南側進入道路整備工事、畑かん施設付替工事、西側進入路整備工事及び下水道管路新設工事の実施
- (6) 電力工事負担金の支払い

2-4-5-2. 運営管理業務に係るもの

- (1) 運営モニタリング業務
- (2) 搬出入計画の作成及び改定
- (3) 処理対象物の搬入業務
- (4) 選別保管業務（リサイクルセンター選別棟での選別・保管設備での業務）
- (5) ごみ処理に伴う処分業務（ごみ処理に伴い発生する固化飛灰、処理不適物等。ただし、処理不適物等の搬出車両への積込みは民間事業者の業務範囲とする。）
- (6) 環境学習・環境啓発業務と余熱利用体験棟運営管理業務の発注
- (7) 住民対応業務
- (8) 運営管理委託料の支払い業務
- (9) 余剰電力の売却業務
- (10) 焼却灰の資源化業務
- (11) その他これらを実施する上で必要な業務

2-4-6. 民間事業者が実施する業務等への対価

本件事業において民間事業者が行う業務等に対する対価は、民間事業者が実施する本件工事に係る対価、本件業務に係る対価から構成されるものとする。

なお、民間事業者による業務等の履行状況に応じて、特定事業契約の規定に従い本件工事については違約金の支払い、本件業務については委託料の減額等を行う場合がある。

2-4-6-1. 本件工事に係る対価

富士市は、本件工事に係る対価について、特定事業契約において定める額を、出来高に応じて民間事業者へ支払う。

なお、民間事業者があらかじめ富士市へ提案した性能・機能、施工内容等が達成されなかった場合、又は施設引渡し以降に実施を予定する性能確認試験の結果が性能保証事項の一部を達成しないことが明らかとなった場合において、特定事業契約に定める違約金の支払い義務が民間事業者に生

じることがある。

2-4-6-2. 本件業務に係る対価と売電収入の取扱い

富士市は、本件業務に係る対価について、特定事業契約において定める額を、業務委託期間にわたって、処理実績等に基づき民間事業者へ委託料として支払う。

なお、民間事業者による本件業務の履行状況に応じて、特定事業契約の規定に従い、委託料の減額を行うことがある。

- (1) 本件業務の委託料については、固定費と変動費（処理対象物の量に応じて変動する）の金額を合計した金額とする。
- (2) 固定費とは本件施設における搬入された処理対象物量の増減にかかわらず変動しない費用のことである。
- (3) 変動費とは本件施設における搬入された処理対象物量の増減に応じて変動する費用のことである。
- (4) 売電収益は富士市に帰属する。
- (5) 業務委託期間中に生じた物価変動については、適切な方法で委託料の変更を行うものとし、変更方法については特定事業契約において定める。
- (6) 本件業務の委託料は、原則として段階的に平準化する。委託料の平準化に関する標準案は、第1期個別契約期間と第2期個別契約期間の区分毎に各年度の委託料を平準化するものとする。ただし、第1期個別契約期間の平成32年度と平成34年度、第2期個別契約期間の平成34年度と平成52年度については、各々の合算額が各区分に属する他の年度の委託料と同額となるよう計画すること。なお、委託料の平準化に関して富士市の財政負担の軽減に資する追加的提案がある場合、技術提案書に記載する追加的提案内容を採用することができる。
- (7) 委託料の支払いは、平成32年10月分（平成32年10月1日～10月末日）を初回として、以後、平成52年9月分（平成52年9月1日～9月末日）までの計240回支払うものとする。
- (8) 平成32年度は31,032 t/年（うち、ごみ焼却施設で30,663 t/年、リサイクルセンター破砕設備で369 t/年）、平成33年度から平成51年度までの間、毎年度62,066 t/年（うち、ごみ焼却施設で61,327 t/年、リサイクルセンターで739 t/年）、平成52年度は31,034 t/年（うち、ごみ焼却施設で30,664 t/年、リサイクルセンター破砕設備で370 t/年）の処理対象物の搬入があるものとする。
- (9) 建設工事発注仕様書の定めに従い実施する性能確認試験の結果に応じ、必要に応じて変動費の内訳（個々の変動費を計算する計算式等を含む）を変更し、第2期個別契約期間における委託料に適用する。この場合、性能確認試験結果から求められた変動費が当初の委託料に対して増額し、その増額の原因が業務受注者の過失による場合は、固定費の合計額又は変動費の合計額の変更は行わない。当該増額の原因が業務受注者の過失に拠らない場合で、工事受注者における設計または施工の瑕疵、或いは富士市に帰責する事由、その他不可抗力に拠る場合は、この限りでは無い。ただし、性能確認試験結果から求められた変動費が減額した場合は、富士市はその取扱いについて業務受注者と工事受注者の双方と協議するものとし、原則として減額分の約50%を当初の変動費から控除した額を第2期個別契約期間における委託料に適用する。

第3. 選定方法及び入札スケジュール

3-1. 落札者の選定方法

落札者の選定は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、総合評価一般競争入札により行う。

また、本件事業の総合評価一般競争入札の実施にあたっては、富士市建設工事総合評価競争入札要領に従うものとする。

図1に落札者選定の手順を示す。

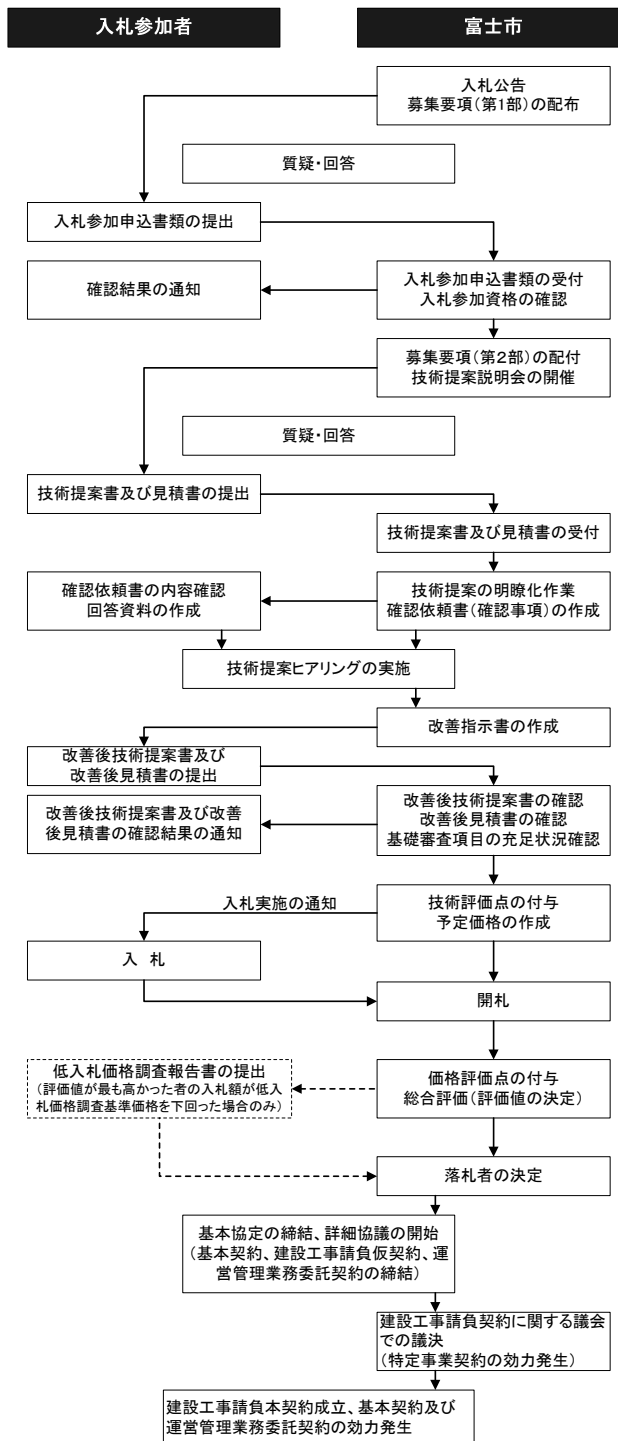


図1 落札者選定の手順

3-2. 落札者選定のスケジュール

本件事業の入札スケジュール(予定)は次のとおりとする。スケジュールに変更が生じた場合は、入札参加者へ通知する。

表1 本件事業の入札スケジュール(予定)

入札公告	平成28年4月26日
募集要項(第1部)の公表	平成28年4月26日
募集要項(第1部)への質疑の提出	平成28年4月26日～5月9日
募集要項(第1部)への質疑への回答	平成28年5月12日
総合評価一般競争入札参加申込書類の提出	平成28年5月16日～5月17日
資格審査結果の通知	平成28年5月20日
募集要項(第2部)の配付	平成28年5月20日
技術提案説明会・現場見学会の開催	平成28年6月上旬
募集要項(第2部)への質疑の提出	平成28年5月20日～6月16日
募集要項(第2部)への質疑への回答	平成28年6月23日
技術提案書及び見積書の提出	平成28年6月30日～8月5日
確認事項の通知	平成28年10月上旬
技術提案書に関するヒアリングの実施	平成28年11月上旬
改善指示の通知	平成28年11月上旬
改善後技術提案書及び改善後見積書の提出	平成28年11月中旬
改善後技術提案書及び改善後見積書の確認結果の通知	平成28年12月上旬
入札実施の通知	平成28年12月上旬
入札書の提出と開札	平成28年12月中旬
落札者の決定・公表	平成29年1月上旬

第4. 入札に関する事項

4-1. 入札に参加する者に必要な資格

本件事業の入札に参加を希望する者は、以下の「4-1-1. 入札参加者の構成等」から「4-1-5. 協力企業」までの資格要件を全て満たす必要がある。富士市は、入札参加を申請した者が有する資格の確認を行う。

4-1-1. 入札参加者の構成等

入札参加者の構成は次のとおりとする。

- (1) 入札参加者は、設計施工事業者又は運営管理事業者を構成する企業（構成員）と協力企業の最大6者の構成企業により構成されるグループとする。
- (2) 入札参加者のうち設計施工事業者については、代表企業となる構成員（以下「代表企業」という。）とその他の構成員により建設工事特定共同企業体（以下「建設JV」という。）を構成しなければならない。運営管理事業者については、代表企業とその他の構成員により運営管理業務特定共同企業体（以下「運営JV」という。）を構成するか、代表企業の一者とする。
- (3) 入札参加者は、総合評価一般競争入札参加申込書を提出するにあたり、構成企業を明らかにするとともに、各々が本件事業を実施する上で果たす役割を明らかにしなければならない。
- (4) 入札参加者は、構成企業のうちプラントの設計施工を担当する企業を、入札参加者を代表し本件事業の入札に関する手続きを行い、富士市との連絡窓口となる代表企業として定めなければならない。
- (5) 特定共同企業体の結成は、別に定める他、次の①～⑤による。
 - ① 建設JVの運営形態は、代表企業とその他の構成員が一体となって工事を遂行する共同施工方式であること。
 - ② 建設JVは、代表企業を含む2者又は3者による構成とし、出資比率の最低限度は、2者とする場合は当該共同企業体における出資比率の30%以上、3者とする場合は当該共同企業体における出資比率の20%以上とする。
 - ③ 運営JVの運営形態は、代表企業とその他の構成員が一体となって業務を遂行する共同管理方式であること。
 - ④ 運営JVは、代表企業を含む2者による構成とし、出資比率の最低限度は、当該共同企業体における出資比率の30%以上とする。
 - ⑤ 各特定共同企業体の代表者は、入札参加者の代表企業とし、代表者の出資比率は、当該共同企業体構成員中最大であること。
- (6) 総合評価一般競争入札参加申込書提出以降における構成企業の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が発生した場合は、富士市との協議のうえ、変更後の構成企業が「4-1. 入札に参加する者に必要な資格」に掲げる全ての資格要件を満たすことを条件とし、富士市が特に必要と認めるときは、変更することができる。
- (7) 入札参加者の構成企業のいずれかが、他の入札参加者の構成企業となることはできない。
- (8) 同一の入札参加者が複数の提案を行うことはできない。

4-1-2. 全ての構成企業に必要な資格

入札参加者の構成企業は、次の各号に示す要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しないこと。
- (2) 本件事業の入札公告日から入札までの期間に、富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領並びに富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 本件事業の入札公告日から入札までの期間に、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされた者でないこと。
- (8) 入札参加者の役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合はその法人の役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所を代表する者をいう。）が富士市暴力団排除条例（平成 24 年富士市条例第 2 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者と認められる者に該当しないこと。
- (9) 法人税、事業税、消費税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 本件事業に係る発注支援業務を受託した株式会社東和テクノロジー又はこの者と資本面若しくは人事面において関連がある者で無いこと。この場合、資本面において関連がある者とは、当該企業の総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、人事面において関連のある者とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

4-1-3. 設計施工事業者

入札参加者のうち、本件施設の設計・施工を行う設計施工事業者は、次に掲げる条件を満たす構成員により構成する建設 J V とする。また、建設 J V は、代表企業を含む 2 者又は 3 者による構成とする。建設 J V の代表者は、プラントの設計施工を担当する企業（入札参加者の代表企業）が担当しなければならない。

また、建築の設計を担当する企業、土木の設計を担当する企業については、プラントの設計施工を担当する企業又は土木建築を施工する企業のいずれかが兼任しなければならない。なお、土木建築の施工を担当する企業をプラントの設計施工を行う企業が兼ねることはできない。

4-1-3-1. プラントの設計施工を担当する企業に必要な資格

- (1) 入札参加申請書の提出時において平成 28・29 年度の富士市建設工事等入札参加資格の清掃施設工事の登録を受けていること。
- (2) 清掃施設工事について、経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評定値（最新のもの）が、1,000 点以上であること。
- (3) 清掃施設工事について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく特定建設業の許可を有

していること。

- (4) 平成9年1月28日以降に一般廃棄物を対象とする廃熱ボイラ及び蒸気タービンを設置したごみ焼却能力 120 t / 日・炉以上の連続運転式ストーカ焼却炉を元請け（特定建設工事共同企業体での受注でも可とする）として設計及び施工し、かつ、2年以上安定稼働した実績を2件以上有すること。
- (5) 前号のストーカ焼却炉とは、ごみ処理施設性能指針（環廃対第724号 平成14年11月15日）に示すストーカ式燃焼装置であること。
- (6) 本件工事の建設工事請負契約締結日において、現場代理人を工事現場に常駐で配置し得ること。ただし、本件入札の一般競争入札参加申込書の提出日現在において、3か月以上、直接的な雇用関係を有している者であって、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者でない者であること。
- (7) 本件工事の建設工事請負契約締結日において、清掃施設工事に対応する監理技術者（一般廃棄物を対象とする連続運転式ストーカ焼却炉（廃熱ボイラ及び蒸気タービンを有するものに限る。）設置工事の施工の監理経験を有する者に限る。）を専任で配置し得ること。ただし、本件入札の総合評価一般競争入札参加申込書の提出日現在において、3か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であって、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者でない者であること。
- (8) 本件工事の建設工事請負契約締結日において、本件工事の設計に関して技術上の管理を行う管理技術者（一般廃棄物を対象とする連続運転式ストーカ焼却炉（廃熱ボイラ及び蒸気タービンを有するものに限る。）の設置工事の実施設計業務経験を有する者に限る。）を専任で配置し得ること。また、当該管理技術者は、建設工事請負契約の履行に関し、本件工事全体の設計の管理及び統轄を行うものとする。ただし、本件入札の一般競争入札参加申込書の提出日現在において、直接的な雇用関係を有している者であること。
- (9) 本件工事の建設工事請負契約締結日において、本件工事の設計に関して技術分野の別に対応した担当技術者を選任し配置し得ること。ただし、本件入札の一般競争入札参加申込書の提出日現在において、直接的な雇用関係を有している者であること。
- (10) 本件工事の建設工事請負契約締結日において、実施設計図書等の成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を選任し配置し得ること。ただし、本件入札の一般競争入札参加申込書の提出日現在において、直接的な雇用関係を有している者であること。
- (11) 本件業務の運営管理業務委託契約締結日において、本件施設に対応する廃棄物処理施設技術管理者を現場総括責任者として選任し得ること。また、実運営期間開始後においては、現場総括責任者を専任し現場に常駐し配置し得ること。また、現場総括責任者は、直接的な雇用関係を有している者であること。

4-1-3-2. 建築の設計を担当する企業に必要な資格

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- (2) 一般廃棄物を対象としたストーカ焼却炉の建築工事の設計を元請け（設計施工一括発注方式によりストーカ焼却炉の建設工事を受注し、かつ、建築工事の設計を担当した場合は、実績として認める。）として受注した実績を有すること。

- (3) 本件工事の建設工事請負契約締結日において、一級建築士資格を有する者を建築工事の設計に関して技術上の管理を行う管理技術者として選任し配置し得ること。ただし、本件入札の一般競争入札参加申込書の提出日現在において、直接的な雇用関係を有している者であること。
- (4) 本件工事の建設工事請負契約締結日において、建築工事に係る実施設計図書等の成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を選任し配置し得ること。ただし、本件入札の一般競争入札参加申込書の提出日現在において、直接的な雇用関係を有している者であること。

4-1-3-3. 土木の設計を担当する企業に必要な資格

- (1) 本件工事の建設工事請負契約締結日において、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 31 条に定める設計者の資格を有する者を土木工事の設計に関して技術上の管理を行う管理技術者として選任し配置し得ること。ただし、本件入札の一般競争入札参加申込書の提出日現在において、直接的な雇用関係を有している者であること。
- (2) 本件工事の建設工事請負契約締結日において、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 31 条に定める設計者の資格を有する者を土木工事に係る実施設計図書等の成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を選任し配置し得ること。ただし、本件入札の一般競争入札参加申込書の提出日現在において、直接的な雇用関係を有している者であること。

4-1-3-4. 土木建築の施工を行う企業に必要な資格

- (1) 静岡県内に営業所を有し、且つ当該営業所が入札参加申請書の提出日において平成 28・29 年度の富士市建設工事等入札参加資格の建築一式工事及び土木一式工事の登録を受けていること。
- (2) 静岡県内に営業所を有し、且つ当該営業所が富士市建設工事等入札参加資格に登録された者である場合は、建築一式工事及び土木一式工事について、経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評定値（最新のもの）が、各々1,000点以上であること。又は、富士市内に主たる営業所を有し、且つ当該営業所が富士市建設工事等入札参加資格に登録された者である場合は、建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領に基づく等級（最新のもの）が建築一式と土木一式の双方でA等級に格付されていること。
- (3) 建築一式工事及び土木一式工事について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく特定建設業の許可を有していること。
- (4) 本件工事の建設工事請負契約締結日において、建築一式工事と土木一式工事に係る監理技術者の資格を有する者を主任技術者として各々専任（双方の資格を有する者である場合は1名で可）で配置し得ること。ただし、本件入札の総合評価一般競争入札参加申込書の提出日現在において、3か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であって、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者でない者であること。

4-1-4. 運営管理事業者

入札参加者のうち、本件施設の運営管理を行う運営管理事業者は、代表企業と次に掲げる条件を満たす構成員とで構成する運営JVとする。また、運営JVは、代表企業を含む2者による構成とする。運営JVの代表者は、プラントの設計施工を担当する企業（入札参加者の代表企業）が担当しなければならない。なお、代表企業が次に掲げる要件を満たす場合は、運営JVを組成すること

なく、代表企業が本件業務を実施することができる。

4-1-4-1. 運営管理を行う企業に必要な資格

- (1) 入札参加申請書の提出日において平成 28・29 年度の富士市物品等入札参加資格（営業種目分類表のうち施設管理運営）の登録を受けていること。
- (2) 平成 9 年 1 月 28 日以降に建設工事が発注された一般廃棄物を対象とする廃熱ボイラ及び蒸気タービンを設置した連続運転式ストーカ焼却炉の運営管理業務を受注（又は受託）し、かつ、1 年以上にわたり業務を履行した実績を 1 件以上有すること。
- (3) 前号の運営管理業務は、業務内容に運転管理業務（施設の運転管理と用役の調達・管理を含むこと）と維持管理業務（日常的は点検・保守、簡易な補修を含む業務でも可とする）を含む業務であること。
- (4) 3 号の運営管理業務の業務遂行形態は以下のとおりとする。
 - ① 長期包括的運営委託方式による運営管理業務については、当該企業が元請けとして受注した実績、又は当該企業が出資し設立された特別目的会社（以下「SPC」という。）において受注した実績であり、かつ、当該 SPC への出資者のうち当該企業の役割分担が運営管理業務にあること。
 - ② DBO 方式による施設整備運営事業における施設の運営管理業務については、当該企業が出資し設立された SPC において受注した実績であり、かつ、当該 SPC への出資者のうち当該企業の役割分担が運営管理業務にあること。
 - ③ PFI 方式による施設整備運営事業における施設の運営管理業務については、当該企業が出資し設立された SPC から受注した実績であり、かつ、当該 SPC への出資者のうち当該企業の役割分担が運営管理業務にあること。
 - ④ 運転役務委託方式による運営管理業務については、当該企業が元請けとして受注した実績であること。

4-1-5. 協力企業

入札参加者のうち協力企業は、次に掲げる条件を満たす者とし、設計施工事業者から環境啓発施設の設計及び運営に関する企画・基本設計等の業務を受託するものとする。協力企業は最大 2 者とする。ただし、構成員が次に掲げる資格を有する場合は、当該構成員が兼ねることもできる。

4-1-5-1. 環境啓発施設の設計及び運営に関する企画・基本設計等を行う企業に必要な資格

- (1) 入札参加申請書の提出日において平成 28・29 年度の富士市物品等入札参加資格（営業種目分類表のうち施設管理運営）の登録を受けている、又は登録申請済みであること。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (3) 環境啓発施設のうち修理・再生棟（啓発設備を含む）の設計及び運営に関する企画・基本設計等の業務を行う者は、環境啓発設備（循環型社会形成推進交付金取扱要領に示すマテリアルリサイクル推進施設のうち「中古品・不用品の再生を行うための設備」、「再生利用に必要な保管のための設備」、「再生利用に必要な展示、交換のための設備」、又は「環境学習・環境啓発に資する展示・設備」をいう。以下同様。）に関し、以下の実績をすべて有すること。
 - ア 環境啓発設備の企画、基本設計、又は設計業務等に従事した実績を有すること。

- イ 地方自治体が設置する一般廃棄物処理施設又は関連する環境啓発設備における環境学習・環境啓発業務について、1年間以上にわたり当該企業が元請けとして実施した実績を有すること。
- (4) 環境啓発施設のうち余熱利用体験棟の設計及び運営に関する企画・基本設計等の業務を行う者は、公衆浴場（公衆浴場法第1条第1項で規定するもののうち、主に利用者の健康増進を目的としたものであること。以下同様。）に関し、以下の実績をすべて有すること。
 - ア 公衆浴場の企画、基本設計、又は設計業務等に従事した実績を有すること。
 - イ 公衆浴場の運営管理業務を1年間以上にわたり実施した実績を有すること。また、運営管理業務の業務遂行形態は、下記のいずれかに該当すること。
 - A) 地方自治体が設置する公衆浴場の指定管理者については、元請けとして受注した実績であること。
 - B) 民間企業が設置する公衆浴場の運営管理業務については、元請けとして受注した実績であること。
 - C) 自ら設置・運営する公衆浴場を所有すること。
- (5) 環境啓発施設の設計及び運営に関する企画・基本設計等の個々の業務に対応した担当技術者を選任し配置し得ること。
- (6) 環境啓発施設の設計及び運営に関する企画・基本設計等の業務成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を選任し配置し得ること。

4-2. 募集要項

募集要項は、募集要項（第1部）と募集要項（第2部）により構成する。募集要項は、入札書類を作成するにあたっての条件であり、契約締結時に契約関係当事者を拘束する条件となるものである。なお、入札書類とは、総合評価一般競争入札参加申込書、質疑書、技術提案書及び見積書（改善後の図書含む）、入札書等の本件入札に関する手続等に際して入札参加者が富士市へ提出するすべての書類等のことをいう。

なお、入札書類の作成にあたっては、富士市建設工事等入札参加資格者の届け出書類と齟齬がないようにすること。

- (1) 募集要項（第1部）
 - ① 入札説明書
 - ② 事業概要説明書
 - ③ 落札者決定基準
 - ④ 募集要項（第1部）様式作成要領
 - ⑤ 募集要項（第1部）様式集
 - ⑥ 富士市新環境クリーンセンター整備運営事業総合評価一般競争入札心得
 - ⑦ 富士市新環境クリーンセンター整備運営事業低入札価格調査取扱要領
- (2) 募集要項（第2部）
 - ① 建設工事発注仕様書
 - ② 運営管理業務要求水準書
 - ③ 添付資料集
 - ④ 技術提案書作成要領

- ⑤ 工事見積書作成要領（指定様式含む）
- ⑥ 運営管理業務見積書作成要領（指定様式含む）
- ⑦ ヒアリング実施要領
- ⑧ 入札内訳書作成要領（指定様式含む）
- ⑨ 募集要項（第2部）様式作成要領
- ⑩ 募集要項（第2部）様式集
- ⑪ 基本協定書（案）
- ⑫ 基本契約書（案）
- ⑬ 建設工事請負契約書（案）
- ⑭ 運営管理業務委託契約書（案）
- ⑮ 貸与資料リスト

4-3. 入札に関する手続等

4-3-1. 一般競争入札参加資格確認手続

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、募集要項（第1部）を熟読のうえ、(6)に定めるところに従い、次に掲げる書類（以下「申込書類」という。）を提出し、富士市の確認を受けなければならない。
 - ① 総合評価一般競争入札参加申込書（様式1）
 - ② 構成企業表（様式2）
 - ③ 委任状（様式3の1、様式3の2）
 - ④ 同種工事の施工実績調書及び同種業務の履行実績調書（様式4）
 - ⑤ 建設工事特定共同企業体結成届出書（様式5の1）
 - ⑥ 建設工事特定共同企業体協定書（様式5の2）
 - ⑦ 運営管理業務特定共同企業体結成届出書（様式6の1）
 - ⑧ 運営管理業務特定共同企業体協定書（様式6の2）
 - ⑨ 添付書類
 - ⑩ 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し
- (2) 期限までに申込書類を提出しない者は、本件入札に参加することができない。
- (3) 入札参加資格の確認の結果は、平成28年5月20日（金）までに、ファックス及び郵送により申込者に通知書を発送する。なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。
- (4) 募集要項（第1部）の公表
 - ① 配付期間
入札公告日から落札者の決定の日まで
 - ② 配付方法
富士市ウェブサイトで公表する。
- (5) 募集要項（第1部）に関する質疑の方法等
 - ① 質疑の提出期間
入札公告日から平成28年5月9日（月）の午後4時まで
 - ② 質疑の提出方法

募集要項（第1部）様式集にある所定の様式により③の提出先へ電子メールにて提出すること。①の提出期間最終日の午後4時必着とする。

③ 提出先

〒417-8601

富士市永田町1丁目100番地

富士市財政部契約課

電子メール nyuusatu@div.city.fuji.shizuoka.jp

④ 質疑への回答

平成28年5月12日（木）に富士市ウェブサイトで公表する。

(6) 申込書類の提出

① 提出期間

平成28年5月16日（月）から同年5月17日（火）までの午前9時から午後4時まで

② 提出方法

持参により③の提出先に提出すること。

③ 提出先

〒417-8601

富士市永田町1丁目100番地

富士市財政部契約課

(7) その他

① 申込書類の作成に係る費用は、本件入札に参加を希望する者の負担とする。

② 提出された申込書類は、返却しない。

③ (6)②に定める提出方法以外の方法による申込書類の提出は、受け付けない。

4-3-2. 技術提案説明会及びヒアリングの開催等

(1) 募集要項（第2部）の配付

募集要項（第2部）は、CD/R又はDVD/Rに記録し、4-3-1.(1)により本件事業の入札に参加する資格があると確認された者に、平成28年5月20日（金）に郵便事業株式会社の貨物（ゆうパック）により料金着払で発送することにより配付する。

なお、この際には、提案者名称を併せて通知するため、技術提案書の作成に用いること。

(2) 技術提案説明会及び現場見学会の日時及び場所は、募集要項（第2部）の配布時に明示する。なお、技術提案説明会及び現場見学会には、CD/R又はDVD/Rに記録された募集要項（第2部）を紙に出力し、これを持参すること。

(3) 技術提案書及び見積書の提出

① 提出期間

平成28年6月30日（木）から同年8月5日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後4時まで

② 提出方法

持参により③の提出先に提出すること。

③ 提出先

〒417-8601
富士市永田町1丁目100番地
富士市財政部契約課

④ その他

ア 期限までに技術提案書及び見積書の提出をしない者は、本件入札の参加を辞退したものとみなす。

イ 技術提案書及び見積書は、(6)の場合を除き、提出後に修正し、又は撤回することはできない。

(4) ヒアリングの実施

① (3)により技術提案書及び見積書を提出した者は、富士市が実施する個別のヒアリングに出席しなければならない。

② ヒアリングの日時、場所等は、平成28年10月上旬頃に技術提案書及び見積書を提出した者に郵送により通知する。

③ ②のヒアリングに出席しない者は、本件入札の参加を辞退したものとみなす。

(5) 募集要項（第2部）に関する質疑の方法等

① 質疑の提出期間

平成28年5月20日（金）から同年6月16日（木）の午後4時まで

② 質疑の提出方法

募集要項（第2部）様式集にある所定の様式により③の提出先へ電子メールにて提出すること。①の提出期間最終日の午後4時必着とする。

③ 提出先

〒417-8601
富士市永田町1丁目100番地
富士市財政部契約課
電子メール nyuusatu@div.city.fuji.shizuoka.jp

④ 質疑への回答

平成28年6月23日（木）に原則電子メールにて回答する。なお、質疑への回答は、4-3-1.(2)により入札参加資格があると通知を受けた者すべてに情報提供を行う。

(6) 改善後技術提案書及び改善後見積書の提出等

富士市は、技術提案書の内容が募集要項（第2部）の建設工事発注仕様書、運営管理業務要求水準書、各契約条項及び4-3-4.(1)⑤の基礎審査項目に適合していないと判断した場合又は技術提案書の内容に対し疑義がある場合は、当該技術提案書を提出した者に対し、確認依頼書（確認事項）による明瞭化作業を実施した後、技術提案の改善を指示する。改善を指示された者は技術提案の改善を行い、改善した技術提案書（以下「改善後技術提案書」という。）及びこれに対応した見積書（以下「改善後見積書」という。）を提出しなければならない。

改善後技術提案書及び改善後見積書の提出期間については、当該改善指示の際に通知する。

① 改善後技術提案書及び改善後見積書の提出

ア 提出期限

平成28年11月中旬（※日時は入札参加者に追って通知する。）

イ 提出方法

持参によりウの提出先に提出すること。

ウ 提出先

〒417-8601

富士市永田町1丁目100番地

富士市財政部契約課

- ② 期限までに改善後技術提案書及び改善後見積書の提出をしない者は、本件入札の参加を辞退したものとみなす。
- ③ 改善後技術提案書及び改善後見積書は、提出後に修正し、又は撤回することはできない。
- ④ 改善後技術提案書及び改善後見積書の確認の結果は、ファックス及び郵送により当該入札参加者に通知する。ただし、技術提案が改善されていないと認めた者には、その理由を付して郵送により通知する。
- ⑤ ④により、技術提案が改善されていないと認めた者は、本件入札に参加することができない。

(7) その他

- ① 技術提案書、見積書、改善後技術提案書及び改善後見積書の作成に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- ② 提出された技術提案書、見積書、改善後技術提案書及び改善後見積書は、返却しない。

4-3-3. 入札の方法等

4-3-3-1. 入札（開札）の方法

(1) 入札（開札）の日時・場所等

① 入札（開札）日

平成28年12月中旬（※日時は入札参加者に追って通知する。）

② 開札方法

開札は、入札参加者又はその代理人の立会いの上で行うものとし、入札参加者又はその代理人が立会わないときは、当該入札事務に関係のない富士市職員を立会わせるものとする。なお、代理人が開札に立会う場合は、委任状を当日持参すること。

③ 開札場所

入札参加者に追って通知する。

4-3-3-2. 入札方法等

- (1) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札価格は、消費税額及び地方消費税額に相当する金額を含まない金額を記載すること。
- (2) 入札書に記載する金額は建設工事と運営管理業務の入札価格の合計とし、内訳として建設工事と運営管理業務の入札価格を各々併記すること。
- (3) 予定価格は事後公表とする。なお、予定価格は、建設工事と運営管理業務の別に設定する。
- (4) 本件入札については、建設工事と運営管理業務の別に調査基準価格を設ける。
- (5) 本件入札については、失格基準価格は設けない。
- (6) 入札の結果、入札価格が予定価格を下回る入札を行った者がいない場合は、再度の入札を行う。

ただし、入札回数は3回までとする。

4-3-3-3. 入札内訳書の提出

- (1) 入札に際し、当該入札書に記載される入札金額に対応した建設工事と運営管理業務の入札内訳書を提出すること。
- (2) 入札内訳書の様式は、募集要項（第2部）で指示する。
- (3) その他
 - ① 入札内訳書の作成に係る費用は、入札参加者の負担とする。
 - ② 提出された入札内訳書は、返却しない。
 - ③ 4-3-3-2.(6)の再度の入札を行う場合、入札内訳書の提出方法は富士市の指示に従うものとする。

4-3-3-4. 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申込みを行った者のした入札及び富士市新環境クリーンセンター整備運営事業総合評価一般競争入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、富士市により入札参加資格のある旨確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において「4-1. 入札に参加する者に必要な資格」に掲げる資格のない者のした入札及び落札者の決定時まで「4-1. 入札に参加する者に必要な資格」に掲げる資格を失った者のした入札は無効とする。

4-3-4. 落札者の決定方法

落札者の決定にあたっては、本件事業にとって最適な民間事業者を選定するため、次の落札者決定基準による総合評価方式を採用する。詳細は、募集要項（第1部）の落札者決定基準を参照すること。

- (1) 落札者決定基準
 - ① 評価にあたっては、100点の範囲内で配点を行い、建設工事と運営管理業務の入札価格の各々が建設工事と運営管理業務の別に定める予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。評価値の最も高い者が2者以上あるときは、建設工事と運営管理業務の入札価格の合計額が低い者を落札者とし、同額である場合は、くじ引きを行って落札者を決定する。
 - ② ①にかかわらず、建設工事と運営管理業務の入札価格のいずれかが建設工事と運営管理業務の別に定める調査基準価格を下回るときは、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を実施のうえ落札者を決定する。この場合において、適正な履行を確保するために、評価値が最も高い者以外の者を落札者とすることがある。
 - ③ 評価を技術評価及び価格評価に区分し、その配点をそれぞれ60点と40点とする。
 - ④ 技術評価については、「基礎審査項目」及び「技術評価項目」に区分して評価する。「基礎審査項目」については必須の要求項目とし、技術評価点は付与しない。
 - ⑤ ④の「基礎審査項目」は、「技術提案書全般」、「工事計画」、「工事仕様」、「運営管理業務」及び「事業全般」に関する項目とし、これらの項目を1つでも満たしていない場合は入札参加資格を失う。

- ⑥ ④の「技術評価項目」は、「整備基本方針に係る評価（安全、安定、安心を約束する施設）」、「整備基本方針に係る評価（もったいないを育む施設）」、「整備基本方針に係る評価（地域に融和する施設）」及び「事業実施方針に係る評価」に関する項目とし、表2に示す配点及び⑦の算出式から技術評価点を付与する。

表2 技術評価項目の構成と配点

評価大項目/評価項目	配点	評価の視点
整備基本方針に係る評価 『安全、安定、安心を約束する施設』	計:96点	
●配置動線計画と受付指導業務計画	12	・敷地利用や維持管理性を考慮した施設配置計画、安全に配慮した円滑な車両動線、受付指導業務の業務水準を高める工夫等について、優れた提案がなされているか。
●地域環境保全に配慮した施工計画	15	・工事車両通行や現地施工に伴う地域環境の負荷を軽減するための地域環境保全に配慮した施工計画と環境監視計画について、優れた提案がなされているか。
●地域環境保全に配慮した設計と施設運営	15	・排ガス基準値を確実にかつ定期的に遵守するための設備計画及び運営管理上の施策、環境影響調査に基づく環境保全上の配慮について、優れた提案がなされているか。
●安定、安全と維持管理に配慮した設計と施設運営	18	・日常的な点検と緊急時対応の初動を十分に考慮した動線、トラブルへの未然防止と事後対策、安定した運転計画について、優れた提案がなされているか。
●長期安定稼働と長寿命化への対応	18	・安心・安全で故障が少なく長期にわたる安定稼働と長寿命化を考慮した設備計画及び維持管理計画について、優れた提案がなされているか。
●将来きたる大災害に強い施設	18	・過去の大震災を教訓とし、且つ将来想定される大震災に備えた強靱な施設計画の他、大規模災害発生時を想定した機能確保と運営管理業務における支援について、優れた提案がなされているか。
整備基本方針に係る評価 『もったいないを育む施設』	計:60点	
●資源循環機能	12	・資源循環としての役割と機能を考慮した配置動線計画と運営管理業務計画、最終処分量の最小化について、優れた提案がなされているか。
●環境学習・環境啓発機能	24	・修理再生棟及び啓発設備の整備内容と効果的な提案、環境学習・環境啓発業務に対する支援体制について、優れた提案がなされているか。
○焼却廃熱の有効利用	24	・売電量と売電収入の最大化に向けた取り組みと工夫について、優れた提案がなされているか。

表2 技術評価項目の構成と配点

評価大項目/評価項目	配点	評価の視点
整備基本方針に係る評価 『地域に融和する施設』	計:66点	
●外観デザイン	18	・建物及び外構施設の外観デザイン並びに景観・緑化計画が、「富士市景観条例」及び「富士市景観計画」に配慮し、環境との調和、地域との融和、富士山との融合を目指した「安全と安心を約束する資源循環パーク」として相応しい、優れた提案がなされているか。
●余熱利用体験機能	24	・余熱利用体験棟の整備内容と効果的な提案、余熱利用体験棟運営管理業務に対する支援体制について、優れた提案がなされているか。
●緑地計画・緩衝緑地配置計画	12	・敷地全体の緑化計画や敷地デザインについて、整備基本方針を具現化した優れた提案がなされているか。
●情報公開と市民参画を通じた信頼性の確保	12	・情報公開と開かれた事業実施への積極的な取り組みについて、優れた提案がなされているか。
事業実施方針に係る評価	計:78点	
●事業実施体制	18	・事業を円滑且つ効果的に実施するための充実した実施体制と体制を構築するための工夫について、優れた提案がなされているか。
●建設工事工程の確実性	12	・設計・製造・施工品質を犠牲にすることなく工期を必達させるための施工方法及び工程管理手法について、優れた提案がなされているか。
●リスクマネジメントとモニタリング計画	9	・本件事業特有のリスクの洗い出しと対応策、及びセルフモニタリング計画についてについて、優れた提案がなされているか。
●富士市事業への支援	9	・富士市が行うモニタリング業務への支援体制、業務委託期間終了に際しての支援内容について、優れた提案がなされているか。
○地域経済への貢献	24	・市内企業や地域人材の活用等の地域経済貢献に資する取り組みについて、優れた提案がなされているか。
●その他有効な提案	6	・民間事業者が提案する事業内容を強化・補完する提案内容であり、優れた提案がなされているか。
技術評価項目得点(合計)	300点	

- ⑦ 技術評価点は、以下の計算方法に従い技術評価項目得点の合計に応じて算出する。技術評価項目得点及び技術評価点の算出に際して小数点以下の数字が生じた場合の端数処理は、小数点第三位以下を切り捨てとする。

$$\text{技術評価点} = 60 \text{ 点} \times \frac{\text{技術評価項目得点の合計}}{300 \text{ 点}}$$

- ⑧ 価格評価点は、建設工事と運営管理業務の価格を合計した入札価格に応じて以下の計算方法により算出する。ただし、価格評価点の算出に際しては基準額を設けるものとし、基準額未満の入札があった場合は、イの計算方法に従い価格評価点を付与する。イの計算方法に従う場合、基準額未満の入札価格には満点の40点を付与するものとし、複数の応札者の入札価格が基準額未満であった場合も同様に当該応札者の全てに40点を付与する。基準額は、建設工事と運営管理業務の別に定める調査基準価格の合計額とする。なお、価格評価点の算出に際して小数点以下の数字が生じた場合の端数処理は、小数点第三位以下を切り捨てとする。

ア 全ての入札価格のうち最低入札価格が基準額以上の場合

$$\text{価格評価点} = 40 \text{ 点} \times \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}}$$

イ 全ての入札価格のうち最低入札価格が基準額未満の場合

$$\text{価格評価点} = 40 \text{ 点} \times \frac{\text{基準額}}{\text{入札価格}}$$

※イの場合、基準額未満の入札価格には満点の40点を付与する。

(2) 審査及び選定

① 富士市新環境クリーンセンター整備運営事業総合評価審査委員会の設置

技術提案書の審査は「富士市新環境クリーンセンター整備運営事業総合評価審査委員会」において実施する。

富士市新環境クリーンセンター整備運営事業総合評価審査委員会は、本件事業の落札者決定基準及び最優秀提案者の選定に関する事項を審議するために富士市が設置した組織であり、次の5名の委員で構成される。なお、本件事業の入札公告日から落札者決定までの期間に、本件入札に関して、入札参加者やこの者と同一と判断される団体又は個人が、自己を有利に又は他の入札参加者を不利にするように、各委員に対して働きかけを行った場合は、当該入札参加者を失格とする。

表3 富士市新環境クリーンセンター整備運営事業総合評価審査委員会名簿

	区分	所属	氏名	備考
1	学識経験を有する者	一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会名誉会長	寺嶋 均	委員長
2	〃	東京工芸大学 非常勤講師 (元一般社団法人国際環境研究協会 環境研究総合推進費プログラムオフィサー)	安田 憲二	副委員長
3	〃	常葉大学 社会環境学部 教授	杉山 涼子	
4	〃	公益財団法人 東京都環境公社 環境技術部長	谷川 哲男	
5	〃	青山学院大学 大学院 会計プロ フェッション研究科 准教授	山口 直也	

② 審査方法

ア 入札参加資格審査

富士市は、本件入札に参加を希望する者から提出される申込書類について入札参加資格要件を確認し、審査結果を申込者に通知する。

イ 基礎審査

富士市は、入札参加者から提出される技術提案書が基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目を1つでも満たしていないことが確認された場合は、当該入札参加者は失格とする。

ウ 入札書及び技術提案書審査

富士市新環境クリーンセンター整備運営事業総合評価審査委員会は、当委員会の意見を踏まえて富士市が設定した「落札者決定基準」にしたがって、総合評価の方法により入札書及び技術提案書の審査を行い、最優秀提案者を選定する。富士市は、当委員会を選定した最優秀提案者を落札者として決定する。

エ 評価項目

評価項目は、落札者決定基準に示すとおりとする。

オ 審査結果

審査結果は、富士市のウェブサイトで公表する。

4-3-5. 落札者決定後の手続き

富士市と民間事業者は、落札者決定後、直ちに基本協定を締結するものとし、基本契約、建設工事請負契約及び運営管理業務委託契約から成る特定事業契約の締結のために契約詳細の協議を実施する。なお、契約詳細の協議は、契約書案における詳細の協議を実施するものであり、募集要項に規定された内容及び条件の変更を行わない。

4-3-6. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

① 建設工事請負契約

必要。詳細は、建設工事請負契約書（案）による。

② 運営管理業務委託契約

必要。詳細は、運営管理業務委託契約書（案）による。

4-3-7. 支払条件

(1) 前払金

① 建設工事請負契約

富士市建設工事執行規則（昭和 52 年規則第 10 号）第 41 条の規定に基づき、前金払をすることができる。

② 運営業務委託契約

無し。

(2) 部分払

① 建設工事請負契約

部分払をすることができる。

② 運営管理業務委託契約

無し。ただし、実運営開始から業務委託期間終了日までの期間、毎月 1 回、計 240 回にわたり委託料を支払う。

4-3-8. その他

- (1) 入札参加者は、入札書類の提出をもって、募集要項及び富士市が提示した追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 入札書類の作成と提出及び契約締結に至るすべての手続きのうち、入札参加者が実施する行為に関しては、入札参加者は自らの責任と費用によりこれを行う。
- (3) 提出された入札書類の著作権は、当該書類を提出した入札参加者に帰属するものとする。ただし、富士市は、本件事業において公表が必要と認める場合、募集要項に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 入札参加者から富士市に提出された書類等については、変更できないものとし、また、理由のいかんに関わらず返却しない。
- (5) 入札参加者は、富士市から提示された募集要項、開示又は閲覧した情報は、本件入札にのみ使用するものとし、他の目的のために一切使用してはならない。
- (6) 本件入札に関するすべての意思疎通は書面によるものとし、使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

以 上